

まち審第 号
令和 年 月 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

まちづくり審議会
会長 角 野 幸 博

ひょうご花緑創造プランの改定等について（答申）

令和6年3月5日付け諮問第170号で当審議会に諮問のありました標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

1 県民まちなみ緑化事業（第4期）の評価・検証

県民まちなみ緑化事業の第4期においては、整備された緑が都市の環境改善や防災性向上に貢献するなど、様々な事業効果が確認された。一方、まちの中心部における事業面積の伸び悩みなど、課題も見受けられる。

これらの評価・検証結果は、別紙1-1及び1-2のとおりである。

近年、夏季の異常高温の常態化、豪雨等による気象災害の多発など、気候変動による影響が深刻化していることから、本答申を踏まえて必要な事業見直しを行った上で、引き続き都市の緑化を一層推進されたい。

2 ひょうご花緑創造プランの改定

ひょうご花緑創造プラン（以下「花緑プラン」という。）は、県民の豊かな暮らしの実現を目指し、参画と協働による花と緑のまちづくりの方向性を示すために定められた計画である。

一方、令和6年5月、都市緑地法（以下「法」という。）が改正され、都道府県が緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「広域計画」という。）を定めることができることとなった。

県では、令和9年度までに広域計画を策定する方針とされているが、法において広域計画に定めるものとされている事項には、花緑プランとも関連又は重複するものが含まれている。このため、今後、県として広域的かつ総合的に都市緑地政策を展開するに際して、県民や市町にとっての分かりやすさを考慮すると、緑に関する個別計画は法定計画である広域計画に一本化することが望ましいと考えられる。

そこで、当審議会では、花緑プランの改定案として、広域計画の構成要素のうち、花緑プランと関連の深い事項（緑の保全・創出に関する目標、取組方針等）について検討を行った。これらの調査審議結果は、別紙2-1から2-3までのとおりである。

広域計画の策定に当たっては、本答申を考慮しつつ、緑に関する現況調査や関連計画などを踏まえた上で、更なる検討を進められたい。

なお、広域計画が策定されるまでの間は、現行の花緑プランを継続して、花と緑のまちづくりに積極的に取り組まれたい。